

国立大学法人東京海洋大学内部質保証に関する基本方針

平成30年3月15日

役員会決定

I. 内部質保証の目的

国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）の理念、教育研究上の目的の実現に向けて、恒常的に本学における諸活動の改善を推進するため、内部質保証に関する基本方針を定める。

II. 内部質保証の基本的考え方

本学の教育、研究、社会貢献、管理運営等の活動状況について、自己点検・評価を行い、その結果を改善に繋げるサイクル（PDCA）を恒常的に実施することにより、諸活動の質の保証及び質の向上を実現する。

III. 内部質保証の責任と体制

本学の内部質保証に関する責任者は学長とし、体制は以下のとおりとする。

(1) 全学組織

一 計画・評価委員会

学長を委員長とし、中期目標・中期計画・年度計画の策定、国立大学法人評価委員会等が実施する国立大学法人評価、大学機関別認証評価など、中期目標・中期計画に基づく大学全体の教育研究活動等に係る計画立案及び自己点検・評価を実施するとともに、本学の教育、研究、社会貢献及び管理運営等の内部質保証を統括する。

二 内部質保証推進室

学長の下に設置された室で、教職協働により、教育の内部質保証に関する施策の企画立案を行うほか、各部局・各委員会では実施している教育の内部質保証に関する取組や課題を総合的に取りまとめ、全学的な視点から調整・評価・改善指導を行う。調整・評価・改善指導等の状況については、計画・評価委員会に報告する。当室の室長を教育の内部質保証に関する実質的責任者とする。

また、内部質保証推進室の下に内部質保証推進室の構成員、及び複数名の学外有識者で構成する内部質保証審査会を設け、学部・研究科が実施する教育活動の有効性の検証で作成された報告書等を基に評価を行う。

(2) 部局組織

各学部・研究科は、教授会、代議員会、学科主任会議、専攻主任会議及び各学部・研究科の各委員会において、教育研究上の目的及び三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に即した教育研究活動が適切に行われ、成果を上げているかを点検・評価する。各学部・研究科における内部質保証に係る責任者は、各学部長・研究科長とする。

IV. 情報収集・分析体制

学長の下に設置したIR（インスティテューショナル・リサーチ）室において、学長の意思決定支援のほか、計画・評価委員会及び内部質保証推進室を支援するため、計画作成及び評価に必要な学内外の教育研究等のデータを継続的に収集する。

各部局・各委員会は、自己点検・評価を実施するために必要な各種データを収集し、分析を行うとともに、随時IR室へデータを提供する。IR室が収集したデータは、計画・評価委員会及び内部質保証推進室と共有し、内部質保証に関する意思決定及び国立大学法人評価、大学機関別認証評価等の第三者評価に活用する。また、IR室では、自己点検・評価及び教育研究活動等の質改善に必要なデータを集約したデータベースの整備を進めるほか、客観的に状況を把握できるよう、統一的なデータ定義にするよう努める。

V. 目標・計画、組織、教育内容等の新設・見直し時における学内承認手続き

中期目標・中期計画・年度計画、学内組織、教育研究上の目的、三つのポリシー、カリキュラムなどを新設・見直しを行う際には、十分な情報に基づき、現状把握・分析を行い、適切性、必要性などを検証した上で、教育研究評議会、経営協議会、役員会などの学内主要会議の議を経て実施する。

VI. ステークホルダーの意見

在学生及び学外のステークホルダーの意見を取り入れるため、新入生アンケート、修学支援調査、卒業生・修了生へのアンケート、就職先企業アンケート、オープンキャンパスやイベント実施時のアンケートなどを実施し、自己点検・評価及びその後の改善に活用する。

VII. 第三者評価及び学外者の意見

社会的信頼の向上を図るため、国立大学法人評価委員会等による評価、大学機関別認証評価、JABEEなどの第三者による客観的評価を実施するとともに、学内会議の委員等に学外有識者を招へいし、学外の意見を積極的に取り入れることで更なる改善を図る。

また、学部・研究科が実施する教育活動の有効性の検証は、自己点検・評価を実施した後、内部質保証審査会において、外部評価を実施する。評価結果は、内部質保証推進室を通じて、大学執行部、各学部・研究科、各学科・専攻、各委員会及び教職員に通知する。

VIII. 自己点検・評価に係る情報の公開

社会的説明責任を果たし、内部質保証が適切に機能していることを示すため、本基本方針の他、自己点検・評価に係る報告書、評価結果等を積極的に公開する。

IX. 内部質保証に関する基本方針の見直し

本基本方針は、内部質保証の有効性・効率性を確認し、一定期間経過後、役員会において見直しを行うものとする。

国立大学法人東京海洋大学内部質保証体制図

